緊急小口資金確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

※記入や書類に漏れがあると、貸付金の受け取りまでに再提出をお願いするなど時間を要することがございます。

項　目	確　認　事　項	チェック
(1)借入申込書	・申込書の同意項目、記入年月日、申込金額、借入申込者、世帯状況、貸付金振込先、借入理由、本特例貸付の利用実績、在留期間確認等欄を記入した。	□
借用書	・借用書の借用金額、住所、氏名、生年月日、借入要項等欄を署名した。	□
重要事項説明書	・重要事項説明書に記入日、住所、氏名を署名した。	□
申立書	・申立書に勤務先の情報、減収状況、減収理由を記入した。	□
(2)住民票謄本 ※3か月以内に発行	・住民票に世帯全員が記載されている。	□
	・借入申込書と住所が一致している。	□
(3)通帳、または ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ（写）	・預金通帳の金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が分かる部分をコピーした ※ゆうちょ銀行をご利用の方は、通帳の口座番号の記載のあるページをコピーしてください。	□
(4)本人確認書類	・いずれかの本人確認書類をコピーし同封した。 ア　運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ　パスポート ウ　マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ　健康保険証 オ　在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合	□
(5)同封書類	・すべての書類が揃っている ａ．借入申込書　ｂ．借用書 ｃ．収入減少状況に関する申立書　ｄ．重要事項説明書 ｅ．住民票謄本（世帯全員/**原本**）　ｆ．預金通帳またはｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ（コピー） ｇ．本人確認書類（コピー）	□
(6)最終確認	・全ての書類【太枠】内を記入（署名）した。	□
	・上記「ａ」「ｂ」「ｃ」「ｄ」をコピーし申込控えとした	□

●本貸付に関する問い合わせ先：個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター0120-46-1999（受付時間 9:00～17:00 平日のみ）

または、お住まいの市町村社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会まで

緊急小口資金特例貸付借入申込書

令和４年４月１日以降
に使用する様式です

社会福祉法人
茨城県社会福祉協議会 会長　殿

申込みに当たり、下記9項目に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

1．記入した**個人情報**については、本制度に必要な範囲で**第三者に提供する**ことに同意します。
2．貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の**関係機関に照会**し、私の**個人情報の提供を受ける**ことに同意します。
3．私は現在、**生活保護**を受給していません。
4．私は現在、**自己破産**の手続きを行っていません。
5．本貸付金を事業の**運転資金として使用しません。**
6．私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
7．私及び私の世帯の者は、**暴力団員**ではありません。また、借入期間中においても**暴力団員**にはなりません。
8．私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る**暴力団員該当性情報の提供**を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
9．貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記9項目に相違ありません	氏名	

※太枠内をご記入ください。

記入年月日	令和　年　月　日

受付番号	

申込金額	万円	据置期間	令和5年12月末まで	償還期間（24か月以内）	ア.24か月 イ.その他（　）か月	償還方法	□ 月賦 □ 一括

借入申込者						
フリガナ 氏　名		性別	□男 □女	生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日 （満　歳）	
現住所	（〒　－　） 自宅電話　（　） 携帯電話　（　）					
勤務先名称または職業		勤務先等住所		電話　（　）		

借入申込者の世帯状況						
	フリガナ 氏　名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項（感染罹患者、要介護者、学校休校等）
1		本人		（凡例） 大正＝T、昭和＝S、 平成＝H、令和＝R		ア.罹患者等　イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2		夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年　月　日		ア.罹患者等　イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3		夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年　月　日		ア.罹患者等　イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4		夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年　月　日		ア.罹患者等　イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
その他　名						

口座振込の場合 貸付金振込先	金融機関		支店名		預金種別	□普通・□当座
	口座番号		口座名義人（カタカナ）			

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	□新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減　□今後10万円を超える資金需要があるため

本特例貸付の利用実績：□ア.今回が初めての借入　□イ. すでに借入したことがある（受付日：　／　借用金額　万円）

外国籍の方で在留期間が1年以内の方：□在留期間が延長の予定

【2022.4.1小口】

緊急小口資金特例貸付

借　用　書

借　用　金　額	万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和　　年　　月　　日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長　殿

（借受人）

住　　所	
氏　　名 （ 自 署 ）	
生年月日	大正 昭和　　年　　月　　日生 平成

［借入要項］

1　貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2　貸付金の償還	据置期間	令和５年 12 月末まで
	償還期間	か月（最大 24 か月）
	償還方法	□　月賦償還 □　一括償還
3　延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】
①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地　区	年　度	資金	貸付コード	受付番号	
				市区町村社協	

【2022.4.1 小口】

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

（貸付金の交付について）

1　当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

（管理システムへの登録と信用情報の回答について）

2　借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

（民生委員への通知について）

3　借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

（延滞利子について）

4　償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

（督促について）

5　最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

（救済制度について）

6　借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

（合意裁判所について）

7　借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には，当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8　生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり受付窓口を設置しております。

(1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口　茨城県社会福祉協議会　生活支援部　　電話　０２９（２４４）４５５９

(2) 福祉サービス運営適正化委員会　　電話　０２９（３０５）７１９３

茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1　貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2　借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1)　住所を変更したとき。

(2)　改名・改姓したとき。

(3)　死亡、または所在不明になったとき。

(4)　天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3　借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1)　他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2)　虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3)　故意に償還金の支払いを怠った場合

(4)　貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和　　年　　月　　日　　借受人　　住所

氏名

（自署）

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

2021.1.4 小

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または職業	
勤務先所在地	〒　　－ TEL　　（　　）
減少前の収入	令和___年___月時の月額所得（手取り）は、約_____万円でした。
減少後の収入	令和___年___月時の月額所得（手取り）は、約_____万円でした。
減少の理由	

令和　　年　　月　　日

（借入申込者）　住 所_____

_____

氏 名_____

2021.1.4 小

緊急小口資金特例貸付借入申込書（記入例）

2021. 5. 28修正版

社会福祉法人
茨城県社会福祉協議会 会長　殿

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入れを申請
○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に
○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協
　に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
○私は現在、生活保護を受給していません。
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期
ことに同意します。

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付けてください。
ア　世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
イ　世帯員に要介護者がいるとき。
　　世帯員にウまたはエの子の世話を行なうことが必要となった労働者がいるとき。
ウ　新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。
エ　風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
オ　世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

1つでも該当しないものがあれば、貸付の対象とはなりません。
各事項について同意されましたら、記入してください。

上記内容に相違ありません	氏名	茨城　一郎

※太枠内をご記入ください。

記入年月日	令和２年１２月２８日

貸付上限20万円の範囲で金額を記入してください。

支店/受付番号	この欄は職員が記入します。

申込金額	２０万円	据置期間（12か月以内）	ア.12か月 / イ.その他（　）か月	償還期間（24か月以内）	ア.24か月 / イ.その他（　）か月	償還方法	☑月賦 / □一括

「据置期間」とは返済が猶予される期間です。
「償還期間」とは返済をする期間です。
希望がない場合は、月賦を☑してください。

借入申込者					
氏名（フリガナ）	イバラキ　イチロウ 茨城　一郎	性別	☑男 / □女	生年月日	大正 / 昭和 / 平成　●●年　▲▲月　■日（満　４０
現住所	（〒３００－００００） 水戸市千波町●●●番地 自宅電話　０２９（●●●）▲▲▲▲ 携帯電話　０９０（●●●●）▲▲▲				
勤務先名称または職業	㈱茨城工業	勤務先等住所	水戸市千波町●●●番地 電話　０２９（０００）００００		

借入申込者の世帯状況	氏名（フリガナ）	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項（感染罹患者、要介護者、学校休校等）
1		本人		（凡例）大正＝T、昭和＝S、平成＝H、令和＝R		ア.罹患者等　イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2	イバラキ　ウメコ 茨城　梅子	夫・妻・子・父・母・その他	38	T　S・H・R ●●年▲▲月■■日	千波マーケット	ア.罹患者等　イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3	イバラキ　タロウ 茨城　太郎	夫・妻・子・父・母・その他	11	T・S・H・R ●●年▲▲月■■日	福祉小学校５年	ア.罹患者等　イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4		夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年　月　日		ア.罹患者等　イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
その他　名						

借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。

口座振込の場合 貸付金振込先	金融機関	常陽銀行	支店名	県方支店	預金種別	☑普通・□当座
	口座番号	1234567	口座名義人（カタカナ）	イバラキ　イチロウ		

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 ☑□今後10万円を超える資金需要があるため

特記事項のアからオのいずれにも該当しないが10万円を超える貸付を希望する場合は、ここに☑を記入してください。

本特例貸付の利用実績；☑ア.今回が初めての借入　□イ.

外国籍の方で在留期間が1年以内の方；　□在留期間が延長の予定

在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに☑を記入してください。

2021.1.4小

（記入例）

緊急小口資金特例貸付

借　用　書

借　用　金　額	２０万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和　　年　　月　　日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長　殿

（借受人）

住　　所	水戸市千波町●●●番地
氏　　名 （自署）	茨城　一郎
生年月日	大正 (昭和)　●●年　▲▲月　■■日生 平成

［借入要項］

1　貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2　貸付金の償還	据置期間	１２か月（最大 12 か月）
	償還期間	２４か月（最大 24 か月）
	償還方法	☑ 月賦償還 ☐ 一括償還
3　延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】
①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
④繰上償還は、茨城県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地　区	年　度	資金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

2021. 1. 4 小

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

（記入例）

生活福祉資金に関する告知事項

（貸付金の交付について）

1　当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

（管理システムへの登録と信用情報の回答について）

2　借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

（民生委員への通知について）

3　借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

（延滞利子について）

4　償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

（督促について）

5　最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

（救済制度について）

6　借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

（合意裁判所について）

7　借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には，当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8　生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり受付窓口を設置しております。

(1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口　茨城県社会福祉協議会　生活支援部　　電話　０２９（２４４）４５５９

(2) 福祉サービス運営適正化委員会　　電話　０２９（３０５）７１９３

茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1　貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2　借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1)　住所を変更したとき。

(2)　改名・改姓したとき。

(3)　死亡、または所在不明になったとき。

(4)　天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3　借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1)　他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2)　虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3)　故意に償還金の支払いを怠った場合

(4)　貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和　２年　１２月　２８日　　借受人　　住所　水戸市千波町●●●番地

氏名（自署）　茨城　一郎

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

2021.1.4 小

（記入例）

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称と勤務先所在地、電話番号を記入してください。
また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方は、離職前の勤務先を記入してください。

勤務先名称または職業	（株）茨城工業
勤務先所在地	〒300－2222 水戸市千波町●●●番地 TEL 029（000）0000
減少前の収入	令和 2 年 1 0 月時の月額所得（手取り）は、約 2 7 万円でした。
減少後の収入	令和 2 年 1 1 月時の月額所得（手取り）は、約 1 8 万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、会社が請けていた工事のほとんどが中止となり、出勤日数が減ったことで減収となってしまった。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入と受けた後の収入を記入してください。また、減少の理由には、新型コロナウイルスの影響で減収になった理由を具体的に記入してください。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

（借入申込者） 住 所 水戸市千波町●●●番地

氏 名 茨城 一郎

2021.1.4 小